

専門事業者賠償責任保険普通保険約款

第1章 保険金の支払

第1条（保険金を支払う場合）

- (1) 当社は、被保険者が専門事業の業務について行った行為（不作為を含みます。以下「行為」といいます。）に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害（以下「損害」といいます。）に対して、この約款に従って、保険金を支払います。
- (2) この保険契約において、専門事業の業務とは、専門的な知識、情報または技術を用い、対価を得て他人のために行う労務その他の役務の提供で、保険証券に記載された業務（以下「専門業務」といいます。）をいいます。

第2条（被保険者）

- (1) この約款において、被保険者とは、次のいずれかに該当する者とします。
- ① 記名被保険者
 - ② 記名被保険者の役員または使用人であって、専門業務を行う者または行っていた者
 - ③ 記名被保険者の役員または使用人であった者で、専門業務を行っていた者
- (2) (1)②および③に定める被保険者については、記名被保険者の役員または使用人として行うまたは行った行為に限り、第1条（保険金を支払う場合）の規定を適用します。

第3条（損害の範囲および支払保険金）

- (1) 当社が第1条（保険金を支払う場合）の規定により保険金を支払う損害は、次のいずれかに該当するものを被保険者が負担することによって生じる損害に限ります。
- ① 法律上の損害賠償金
 - ② 争訟費用
- (2) 当社は、損害の額の合計額が、一連の損害賠償請求につき、保険証券記載の免責金額を超過する場合に限り、次の算式によって算出される額を保険金として支払います。

$$\boxed{\text{保険金}} = \left(\text{損害の額の合計額} - \text{保険証券記載の免責金額} \right) \times \boxed{\text{保険証券記載の縮小支払割合}}$$

- (3) 当社がこの保険契約で支払う保険金の額は、すべての被保険者に対して支払う金額の合計で保険証券記載の支払限度額を限度とします。また、第28条（損害賠償請求等の通知）(2)の規定に従い、この保険契約の保険期間中になされたものとみなされる損害賠償請求についても、保険証券記載の支払限度額が適用されるものとします。
- (4) 当社は、争訟費用を保険証券記載の支払限度額に加算して支払うものではありません。争訟費用は損害の一部であり、(2)および(3)の規定が適用されるものとします。

第4条（用語の定義）

この約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

① 一連の損害賠償請求

損害賠償請求がなされた時もしくは場所または損害賠償請求者の数等にかかわらず、同一の行為^(注1)またはその行為に関連する他の行為に起因するすべての損害賠償請求をいいます。

なお、一連の損害賠償請求は、最初の損害賠償請求がなされた時にすべてなされたものとみなします。

② 法律上の損害賠償金

法律上の損害賠償責任に基づく賠償金をいいます。ただし、税金、罰金、料料、過料、課徴金または懲罰的損害賠償金もしくは倍額賠償金^(注2)の加重された部分および被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合においてその約定によって加重された損害賠償金を含みません。

③ 争訟費用

被保険者に対する損害賠償請求に関する争訟^(注3)によって生じた費用^(注4)で、被保険者が当社の同意を得て支出したものをいいます。

④ 継続契約

専門事業者賠償責任保険普通保険約款に基づく当社との保険契約（以下「専門事業者賠償責任保険契約」といいます。）の保険期間の終了日^(注5)を保険期間の開始日とし、記名被保険者を同一とする専門事業者賠償責任保険契約をいいます。

⑤ 初年度契約

継続契約以外の専門事業者賠償責任保険契約をいいます。

⑥ 記名被保険者

この保険契約の保険証券の記名被保険者の欄に記載された者をいいます。

⑦ 犯罪行為

刑に処せられるべき違法な行為をいい、時効の完成等によって刑に処せられなかった行為を含みます。

(注1) 同一の行為

複数の顧客に対し、同一内容の説明を行った一連の行為を含みます。

(注2) 倍額賠償金

類似するものを含みます。

(注3) 争訟

訴訟、調停、和解または仲裁等をいいます。

(注4) 争訟によって生じた費用

被保険者および被保険者の役員または使用人の報酬、賞与または給与等を除きます。

(注5) 保険期間の終了日

その専門事業者賠償責任保険契約が終了日前に解約または解除されていた場合にはその解約または解除の日とします。

第5条（保険責任の始期および終期）

(1) 当社は、保険期間中に被保険者に対し損害賠償請求がなされた場合に限り、その損害賠償請求による損害に対して保険金を支払います。

(2) 当社の保険責任は、保険期間の初日（以下「始期日」といいます。）の午後4時^(注)に始まり、末日（以下「満期日」といいます。）の午後4時^(注)に終わります。

(3) (2)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。

(注) 午後4時

保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合は、その時刻とします。

第6条（保険料の払込方法）

(1) 保険契約者は、この普通保険約款に付帯される特約の規定により定めた保険料の払込方法に従い、この保険契約の保険料を払い込まなければなりません。ただし、この普通保険約款に付帯される特約の規定により保険料の

払込方法を定めなかった場合には、保険料は、保険契約の締結と同時にその全額を払い込まなければなりません。

- (2) 保険期間が始まった後でも、保険契約者が保険料の払込みを怠った場合は、この普通保険約款に付帯される特約で別に定める場合を除き、当社は、始期日から保険料領収までの間になされた損害賠償請求による損害に対しては、保険金を支払いません。

第7条（保険責任のおよぶ地域）

当社は、被保険者が日本国内において行った行為に起因して、日本国内においてなされた損害賠償請求による損害に対してのみ保険金を支払います。ただし、当社は、日本国外で既になされた損害賠償請求に対する判決等の承認または執行について、日本国内で提起された損害賠償請求に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

第2章 保険金を支払わない場合

第8条（保険金を支払わない場合—その1）

当社は、直接であると間接であるとを問わず、次のいずれかに該当する事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 戦争^(注1)、変乱、暴動^(注2)、労働争議または政治的もしくは社会的騒擾
- ② 地震、噴火、洪水または津波
- ③ 核物質の危険性^(注3)または放射能汚染^(注4)
- ④ 次のいずれかの事由^{しょう}
 - A. 汚染物質^(注5)の排出、流出、いつ出、漏出またはこれらが発生するおそれがある状態
 - イ. 汚染物質^(注5)の検査、監視、清掃、除去、漏出等の防止、処理、無毒化または中和化の指示または要請
- ⑤ 被保険者が支出したと否とを問わず、被保険者が製造、製作または販売した財物^(注6)の回収、検査、修正、交換その他必要な措置のために要した全ての費用

(注1) 戦争

宣戦の有無を問いません。

(注2) 暴動

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注3) 核物質の危険性

核物質とは、核原料物質、特殊核物質または副生成物をいい、危険性には、放射性、毒性または爆発性を含みます。

(注4) 放射能汚染

形態を問いません。

(注5) 汚染物質

固体状、液体状、気体状もしくは熱を帯びた有害な物質、または汚染の原因となる物質をいい、煙、蒸気、すす、酸、アルカリ、化学物質および廃棄物等を含みます。廃棄物には再生利用される物質を含みます。

(注6) 被保険者が製造、製作または販売した財物

他の財物の一部となっている場合にはその財物全体を含みます。

第9条（保険金を支払わない場合—その2）

当社は、直接であると間接であるとを問わず、次のいずれかに該当する事由または行為に起因する損害賠償請求がなされたことによる損害に対しては、保険金を支払いません。

なお、次のいずれかの事由または行為が、実際に生じたまたは行われた

と認められる場合に限り、本条の規定が適用されるものとします。

- ① 被保険者の犯罪行為^(注1)
- ② 被保険者の故意または重過失による法令違反
- ③ 被保険者が他人に損失を与えることを認識しながら^(注2)行った行為
- ④ 専門業務の提供に際して、法令の定めにより資格その他の要件、または免許、許可もしくは認可等を必要とする場合において、その資格を有さないまたは免許、許可もしくは認可等を受けていない間に被保険者が行った行為
- ⑤ 専門業務の提供に際して、法令の定めにより届出または登録等を必要とする場合において、届出または登録等をしていない間に被保険者が行った行為
- ⑥ 被保険者の倒産、清算、管財人による財産管理または金銭債務の不履行

(注1) 犯罪行為

過失犯を除きます。

(注2) 認識しながら

認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。

第10条（保険金を支払わない場合—その3）

当社は、次のいずれかに該当する損害賠償請求がなされたことによる損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 身体の障害^(注1)または精神的苦痛に対する損害賠償請求
- ② 誹謗、中傷または他人のプライバシーを侵害する行為による名誉き損または人格権侵害に対する損害賠償請求
- ③ 財物の滅失、破損、汚損、紛失または盗難^(注2)に対する損害賠償請求
- ④ 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他の工業所有権または著作権の侵害に対する損害賠償請求
- ⑤ 漁業権、営業権、鉱業権、その他の権利または無体物もしくはエネルギーの侵害に対する損害賠償請求
- ⑥ 他の被保険者からなされた損害賠償請求
- ⑦ 被保険者の下請負人または共同事業者からなされた損害賠償請求

(注1) 身体の障害

傷害または疾病をいい、これらに起因する後遺障害または死亡を含みます。

(注2) 財物の滅失、破損、汚損、紛失または盗難

それらに起因する財物の使用不能損害を含みます。

第11条（保険金を支払わない場合—その4）

当社は、次のいずれかに該当する損害賠償請求に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

なお、次のいずれかの事由または行為が実際に生じたまたは行われたと認められる場合に限らず、それらの事由または行為があったとの申し立てに基づいて被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合にも、本条の規定は適用されます。

- ① 初年度契約の保険期間の開始日より前に行われた行為に起因する損害賠償請求
- ② この保険契約の始期日において、被保険者に対する損害賠償請求がなされるおそれがある状況を被保険者が知っていた場合^(注)において、その状況の原因となる行為に起因する損害賠償請求
- ③ この保険契約の始期日より前に被保険者に対してなされていた損害賠償請求の中で申し立てられていた行為に起因する損害賠償請求

(注) 被保険者に対する損害賠償請求がなされるおそれがある状況を被保険者が知っていた場合

知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。

第3章 告知義務・通知義務等

第12条（告知義務）

- (1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、保険申込書（当社にこの保険契約の申込みをするために提出する書類をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合は、これらの書類を含みます。以下「保険申込書」といいます。）の記載事項について、当社に事実を正確に告げなければなりません。
- (2) 当社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、保険申込書の記載事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2)の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。
- ① (2)に規定する事実がなくなった場合
 - ② 当社が保険契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合^(注1)
 - ③ 保険契約者または被保険者が、当社が保険金を支払うべき損害賠償請求がなされる前に、保険申込書の記載事項につき、書面をもって訂正を当社に申し出（以下「訂正の申出」^(注2)）といいますが、当社がこれを承認した場合。なお、当社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当社に告げられていたとしても、当社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。
 - ④ 次のいずれかに該当する場合
 - ア. 当社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合
 - イ. 保険契約締結時から5年を経過した場合
- (4) (2)に規定する事実が、当社が保険申込書において定めた危険^(注3)に関する重要な事項に関係のないものであった場合には、(2)の規定を適用しません。ただし、この保険契約と全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約（以下「他の保険契約等」といいます。）に関する事項については、(2)の規定を適用します。
- (5) 損害賠償請求がなされた後に(2)の規定による解除がなされた場合であっても、第21条（保険契約の解約・解除の効力）の規定にかかわらず、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (6) (5)の規定は、(2)に規定する事実に基づかずになされた損害賠償請求による損害については適用しません。
- (注1) 当社が保険契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合
当社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。
- (注2) 訂正の申出
この普通保険約款に付帯される特約に規定する訂正の申出を含みます。
- (注3) 危険
損害の発生の可能性をいいます。

第13条（通知義務）

- (1) 保険契約締結の後、保険申込書の記載事項の内容に変更を生じさせる事実^(注1)が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、事実の発生がその責めに帰すべき事由によるときはあらかじめ、責めに帰すことのできない事

由によるときはその発生を知った後、遅滞なく、その旨を当社に申し出て、変更の承認を請求しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当社に申し出る必要はありません。

(2)(1)の事実がある場合^(注2)には、当社は、その事実について変更届出書を受領したと否とを問わず、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(3)(2)の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。

① 当社が(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合

② (1)の事実が生じた時から5年を経過した場合

(4)保険契約者または被保険者が(1)に規定する手続を怠った場合には、当社は、(1)の事実が発生した時または保険契約者もしくは被保険者がその発生を知った時から当社が変更届出書を受領するまでの間になされた損害賠償請求による損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、(1)に規定する事実が発生した場合において、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかったときは除きます。

(5)(4)の規定は、(1)の事実に基づかずになされた損害賠償請求による損害については適用しません。

(注1) 保険申込書の記載事項の内容に変更を生じさせる事実

保険申込書の記載事項のうち、保険契約締結の際に当社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。

(注2) (1)の事実がある場合

(4)ただし書の規定に該当する場合を除きます。

第14条（保険契約者の住所変更）

保険契約者が保険証券記載の住所を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。

第15条（保険契約に関する調査）

当社は、いつでも保険申込書の記載事項または保険契約に関して必要なその他の事項について、調査することができます。

第4章 保険契約の無効、取消、解約または解除

第16条（保険契約の無効）

保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効とします。

第17条（保険契約の取消）

保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当社が保険契約を締結した場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第18条（保険契約者による保険契約の解約）

保険契約者は、当社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解約することができます。ただし、この場合において、当社が未払込保険料^(注)を請求したときには、保険契約者は、その保険料を払い込まなければなりません。

(注) 未払込保険料

解約時までの既経過期間に対して払い込まれるべき保険料のうち、払込みがなされ

暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

(注2) この保険契約

被保険者が複数である場合は、その被保険者に係る部分とします。

第21条（保険契約の解約・解除の効力）

保険契約の解約および解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第22条（保険料の精算）

- (1) 保険料が領収金または売上高に対する割合によって定められている場合は、保険契約者は、保険期間終了後遅滞なく、保険料を確定するために必要な資料を当社に提出しなければなりません。
- (2) 当社は、当社が保険料の確定に必要と認める場合には、保険期間中および保険期間終了後1年以内の期間に限り、いつでも保険契約者または被保険者の帳簿その他の関係書類を閲覧することができます。
- (3) 当社は、(1)の資料および(2)の帳簿その他の関係書類に基づいて算出された保険料^(注)とすでに領収した保険料との間に過不足がある場合には、その差額を返還または請求して精算します。
- (注) (1)の資料および(2)の帳簿その他の関係書類に基づいて算出された保険料保険証券記載の最低保険料に達しない場合には、その最低保険料とします。

第5章 保険料の返還または請求

第23条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）

当社は、次のいずれかに該当する場合において、保険料を変更する必要があるときは、保険料の返還または追加保険料の請求について、次のとおりとします。ただし、この保険契約の保険期間が1年を超えまたは1年に満たない場合等において、当社が別に定める方法により保険料を返還または追加保険料を請求することがあります。

区分	保険料の返還、追加保険料の請求
① 第12条（告知義務）(1)により告げられた内容が事実と異なる場合	変更前の保険料と変更後の保険料との差額を返還または請求します。

<p>② 第13条（通知義務）（1）の事実が発生した場合</p>	<p>次のア、またはイ、のとおりとします。ただし、保険料が領収金または売上高に対する割合によって定められた保険契約の場合は、変更後の保険料と変更前の保険料との差に基づき算出した額^{（注1）}を返還または請求します。</p> <p>ア、変更後の保険料が変更前の保険料よりも高くなる場合は、次の算式により算出した額^{（注1）}を請求します。</p> $\boxed{\text{変更前の保険料と変更後の保険料との差額}} \times \frac{\text{未経過日数}}{365}$ <p>イ、変更後の保険料が変更前の保険料よりも低くなる場合は、次の算式により算出した額^{（注1）}のいずれか低い額を返還します。</p> <p>(ア) $\boxed{\text{変更前の保険料と変更後の保険料との差額}} \times \frac{\text{未経過日数}}{365}$</p> <p>(イ) $\boxed{\text{既に払い込まれた保険料}} - \boxed{\text{保険証券記載の最低保険料}}$</p>
<p>③ ①および②のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって契約条件変更を当社に通知し、承認の請求を行い、当社がこれを承認する場合</p>	<p>次のア、またはイ、のとおりとします。ただし、保険料が領収金または売上高に対する割合によって定められた保険契約の場合は、変更後の保険料と変更前の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。</p> <p>ア、変更後の保険料が変更前の保険料よりも高くなる場合は、次の算式により算出した額を請求します。</p> $\boxed{\text{変更前の保険料と変更後の保険料との差額}} \times \boxed{\text{未経過期間に対応する短期料率}^{(注2)}}$ <p>イ、変更後の保険料が変更前の保険料よりも低くなる場合は、次の算式により算出した(ア)または(イ)のいずれか低い額を返還します。</p> <p>(ア) $\boxed{\text{変更前の保険料と変更後の保険料との差額}} \times \left(1 - \boxed{\text{既経過期間に対応する短期料率}^{(注2)}} \right)$</p> <p>(イ) $\boxed{\text{既に払い込まれた保険料}} - \boxed{\text{保険証券記載の最低保険料}}$</p>

（注1）算出した額

保険契約者または被保険者の申出に基づき、第13条（通知義務）（1）の事実が発生した時以後の期間に対して算出した額とします。

（注2）短期料率

別表に掲げる短期料率をいいます。

第24条（保険料の返還—無効または失効の場合）

(1) 保険契約の無効または失効の場合には、保険料の返還について、次のとおりとします。ただし、この保険契約の保険期間が1年を超えまたは1年に満たない場合等において、当社が別に定める方法により保険料を返還することがあります。

区分	保険料の返還
① 保険契約が無効となる場合	既に払い込まれた保険料の全額を返還します。ただし、第16条（保険契約の無効）の規定により、保険契約が無効となる場合は、既に払い込まれた保険料を返還しません。
② 保険契約が失効となる場合	次の算式により算出した額を返還します。 $\boxed{\text{既に払い込まれた保険料}} \times \frac{\text{未経過日数}}{365}$

(2) (1)にかかわらず、保険料が領収金または売上高に対する割合によって定められた保険契約が失効となる場合には、第22条（保険料の精算）の規定によって保険料を精算します。ただし、最低保険料の定めがないものとして計算します。

第25条（保険料の返還—取消の場合）

第17条（保険契約の取消）の規定により、当社が保険契約を取り消した場合は、当社は、既に払い込まれた保険料を返還しません。

第26条（保険料の返還—解約または解除の場合）

(1) 保険契約の解約または解除の場合には、保険料の返還について、次のとおりとします。ただし、この保険契約の保険期間が1年を超えもしくは1年に満たない場合またはこの普通保険約款に付帯される特約の規定により保険契約者が保険料を分割して払い込む場合等において、当社が別に定める方法により保険料を返還することがあります。

区分	保険料の返還
① 第12条（告知義務）(2)、第13条（通知義務）(2)、第19条（当社による保険契約の解除）、第20条（重大事由がある場合の当社による保険契約の解除）(1)またはこの普通保険約款に付帯される特約の規定により、当社が保険契約を解除した場合	次の算式により算出した額を返還します。 $\boxed{\text{既に払い込まれた保険料}} \times \frac{\text{未経過日数}}{365}$
② 第18条（保険契約者による保険契約の解約）の規定により、保険契約者が保険契約を解約した場合	次の算式により算出したア、またはイ、のいずれか低い額を返還します。 $\text{ア. } \boxed{\text{既に払い込まれた保険料}} \times \left(1 - \frac{\text{既経過期間に対応する短期料率}^{(注)}}{\text{既経過期間}} \right)$ $\text{イ. } \boxed{\text{既に払い込まれた保険料}} - \boxed{\text{保険証券記載の最低保険料}}$

- (2)(1)にかかわらず、保険料が領収金または売上高に対する割合によって定められた保険契約が解除または解約となる場合には、当社は、第22条(保険料の精算)の規定によって保険料を精算します。
- (3)(1)および(2)の規定にかかわらず、保険契約が解除または解約となる場合において、既経過期間中に保険金を支払うべき損害賠償請求がなされていたときは、当社は、保険金相当額に対応する保険料を返還しません。
- (注) 短期料率
別表に掲げる短期料率をいいます。

第27条 (追加保険料領収前の損害賠償請求)

- (1)第23条(保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合)①または②の規定により追加保険料を請求する場合において、第19条(当社による保険契約の解除)②の規定により、この保険契約を解除できるときは、当社は、訂正の申出または通知事項等の変更の承認によって保険契約内容を変更すべき期間の初日(以下「変更日」といいます。)から追加保険料領収までの間になされた損害賠償請求による損害に対しては、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (2)第23条(保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合)③の規定により追加保険料を請求する場合において、当社の請求に対して、保険契約者がその払込みを怠ったときは、当社は、変更日から追加保険料領収までの間になされた損害賠償請求による損害に対しては、契約条件変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

第6章 保険金の請求

第28条 (損害賠償請求等の通知)

- (1)被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合には、保険契約者または被保険者は、損害賠償請求者の氏名および被保険者が最初にその請求を知った時の状況を含め、申し立てられている行為および原因となる事実に関する情報を、遅滞なく、当社に対して書面により通知しなければなりません。
- (2)保険契約者または被保険者が、保険期間中に、被保険者に対して損害賠償請求がなされるおそれのある状況^(注)を知った場合には、その状況ならびにその原因となる事実および行為について、発生日および関係者等に関する詳細な内容を添えて、遅滞なく、当社に対し書面により通知しなければなりません。この場合において、通知された事実または行為に起因して、被保険者に対してなされた損害賠償請求は、通知の時をもってなされたものとみなします。
- (3)保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)もしくは(2)に規定する通知を行わない場合または事実と異なることを告げた場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (注) 被保険者に対して損害賠償請求がなされるおそれのある状況
損害賠償請求がなされることが合理的に予想される状況に限ります。

第29条 (損害賠償請求がなされた時の義務および義務違反の場合の取扱い)

- (1)保険契約者または被保険者は、被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合または被保険者に対して損害賠償請求がなされるおそれのある状況を知った場合は、次表「損害賠償請求がなされた時の義務」を履行しなければなりません。これらの規定に違反した場合は、次表「義務違反の場合の取扱い」のとおりとします。

損害賠償請求がなされた時の義務	義務違反の場合の取扱い
① 損害の発生および拡大の防止に努めること。	保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額を差し引いて保険金を支払います。
② 他人に損害賠償の請求 ^(注1) をすることができる場合には、その権利の保全および行使に必要な手続をすること。	保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、他人に損害賠償の請求 ^(注1) をすることによって取得することができたと認められる額を差し引いて保険金を支払います。
③ 損害賠償の請求 ^(注1) についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当社に通知すること。	保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
④ 他の保険契約等の有無および内容 ^(注2) について遅滞なく当社に通知すること。	
⑤ ①から④までのほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力すること。	

(2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)⑤の書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合には、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(注1) 損害賠償の請求

共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

(注2) 他の保険契約等の有無および内容

既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第30条（争訟費用および法律上の損害賠償金）

- (1) 被保険者は、あらかじめ当社の同意がない限り、損害賠償責任の全部もしくは一部を承認し、または争訟費用の支払を行ってはなりません。
- (2) 被保険者が正当な理由なく(1)の義務に違反した場合は、当社は、損害賠償責任がないと認められる額を差し引いて保険金を支払います。
- (3) 当社は、この保険契約によって防御の義務を負担するものではありません。

第31条（損害賠償請求解決のための協力）

- (1) 当社は、当社が必要と認めた場合には、自己の費用をもって、被保険者に対する損害賠償請求についての訴訟、調停、和解、仲裁または調査につき、被保険者に協力することができるものとします。この場合において、被保険者は、当社の求めに応じ、当社に協力し必要な情報を提供しなければなりません。
- (2) 被保険者が正当な理由なく(1)の当社の求めに応じない場合には、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第32条（他の保険契約等がある場合の支払保険金）

- (1)他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額^(注1)の合計額が損害の額^(注2)以下のときは、当社は、この保険契約の支払責任額^(注1)を支払保険金の額とします。
- (2)他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額^(注1)の合計額が損害の額^(注2)を超えるときは、当社は、次に定める額を支払保険金の額とします。

区分	支払保険金の額
① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額 ^(注1)
② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合	損害の額 ^(注2) から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額 ^(注1) を限度とします。

(注1) 支払責任額

それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

(注2) 損害の額

それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第33条（保険金の請求）

- (1)被保険者が保険金の支払を受けようとする場合、当社に対して保険金の支払を請求しなければなりません。
- (2)当社に対する保険金の請求権は、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これを行使することができるものとします。
- (3)被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次表の書類または証拠のうち当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。

保険金請求に必要な書類または証拠

① 保険金請求書
② 当社の定める損害賠償請求状況報告書
③ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類
④ 争訟費用の請求に関しては、争訟費用の額を示す見積書または請求書 ^(注)
⑤ その他当社が第34条（保険金の支払）(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

- (4)当社は、損害賠償請求の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(3)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (5)保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(4)の規定に違反した場合または(3)もしくは(4)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (6)保険金の請求権は、(2)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場

合は、時効によって消滅します。

(注) 争訟費用の額を示す見積書または請求書

既に支払がなされた場合はその領収書とします。

第34条 (保険金の支払)

(1) 当社は、請求完了日^(注1)からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、損害賠償請求の原因、損害賠償請求がなされた状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
- ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
- ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額および損害賠償請求と損害との関係
- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消の事由に該当する事実の有無
- ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

(2) (1)の確認をするため、次表「事由」に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日^(注1)からその日を含めて次表「期間」に掲げる日数^(注2)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

事由	期間
① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会 ^(注3)	180日
② (1)①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会	90日
③ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査	60日
④ (1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日
⑤ 損害賠償請求の原因、損害の内容もしくは原因事由と損害の因果関係が過去の事例に鑑みて特殊である場合または同一の原因もしくは事由に基づき多数の損害賠償請求がなされた場合において、(1)①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会	180日

(3) (2)①から⑤までに掲げる特別な照会または調査を開始した後、(2)①から⑤までに掲げる期間中に保険金を支払う見込みがないことが明らかになった場合には、当社は、(2)①から⑤までに掲げる期間内に被保険者との協議による合意に基づきその期間を延長することができます。

(4) (1)から(3)までに掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由がなくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合^(注4)には、それによって確認が遅延した期間については、(1)から(3)までの期間に算入しないものとします。

(5) (1)から(4)までの規定による保険金の支払は、保険契約者または被保険

者と当社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

(注1) 請求完了日

被保険者が第33条（保険金の請求）(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2) 次表「期間」に掲げる日数

複数の「事由」に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注3) 警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会

弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(注4) これに応じなかった場合

必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第35条（代位）

- (1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権^(注)を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次表「限度額」を限度とします。

区分	限度額
① 当社が損害の額の全額を保険金として支払った場合	被保険者が取得した債権の全額
② ①以外の場合	被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

- (2) (1)②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

- (3) 保険契約者および被保険者は、当社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当社に協力するために必要な費用は、当社の負担とします。

(注) 損害賠償請求権その他の債権

共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第36条（先取特権）

- (1) 第1条（保険金を支払う場合）に規定する損害賠償請求にかかわる損害賠償請求権者は、損害賠償金にかかわる被保険者の保険金請求権^(注)について先取特権を有します。

- (2) 当社は、次のいずれかに該当する場合に、損害賠償金について保険金の支払を行うものとします。

① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当社から被保険者に支払う場合。ただし、被保険者が賠償した金額を限度とします。

② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合

③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が(1)の先取特権を行使したことにより、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合

④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当社が被保険者に損害賠償金にかかわる保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当社から被保険者に支払う場合。ただし、損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。

- (3) 保険金請求権^(注)は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権^(注)を質権の目的とし、または(2)③の場

合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2)①または④の規定により被保険者が当社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

(注) 保険金請求権

第3条（損害の範囲および支払保険金）(1)②の費用に対する保険金請求権を除きます。

第7章 その他

第37条（保険契約者または被保険者が複数の場合の取扱い）

- (1) この保険契約について、保険契約者または被保険者が2名以上である場合は、当社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または被保険者を代理するものとします。
- (2) (1)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または被保険者の中の1名に対して行う当社の行為は、他の保険契約者または被保険者に対しても効力を有するものとします。
- (3) 保険契約者が2名以上である場合には、それぞれの保険契約者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務を負うものとします。

第38条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第39条（準拠法）

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表

短期料率

既経過期間	7日 まで	15日 まで	1ヶ月 まで	2ヶ月 まで	3ヶ月 まで	4ヶ月 まで	5ヶ月 まで
短期料率	10%	15%	25%	35%	45%	55%	65%
既経過期間	6ヶ月 まで	7ヶ月 まで	8ヶ月 まで	9ヶ月 まで	10ヶ月 まで	11ヶ月 まで	12ヶ月 まで
短期料率	70%	75%	80%	85%	90%	95%	100%